



## コンサルティング業務契約書

委託者（以下「甲」という）と、受託者：植木浩子（以下「乙」という）は以下の通りコンサルティング契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 第一条（基本事項）

甲は、婚活に関する疑問や質問に対しての助言及び指導を委託し、乙はこれを受託する。

### 第二条（コンサルティングの方法）

本契約で定める、コンサルティングの方法については次のとおりとする。

1. 目標設定シートの作成支援
  2. 月2回（90分）全8回のZOOMを利用した対面による助言および指導
  3. 電子メールによる週報の提出（週1回）及び電子メールの相談（無制限に行うことができる）
- ただし、乙からの助言および指導の返信については土日祝日を除くものとし、返信に時間を要する案件については甲にその旨を連絡した上で対応するものとする。

### 第三条（コンサルティング料）

甲が乙に支払うコンサルティング料は次のとおりとする。

1. 4ヶ月コース36万円（消費税含む）とし、4ヶ月分を前金で支払うものとする。
2. 支払い方法は、乙指定の下記口座へ振り込むものとし、振込手数料は甲の負担とする。

楽天銀行  
ソナタ支店  
店番215（普通）  
4068727  
ウエキ ヒロコ

### 第四条（契約期間・契約更新）

本契約の、契約期間及び契約更新については次のとおりとする。

1. 契約期間は、初回コンサル日から4ヶ月間とする。
2. 契約満了しても本契約と同一の条件で自動更新も可能である。

### 第五条（契約解除について）

コンサルティングは自分で自分を幸せにする為に行います。よって受け身ではなく、自分自身で変えるという前向きな姿勢が見えなくなった場合や、甲が乙に対し損害を与える場合は契約解除の通告をすることがある。その後も改善がみられない場合は、乙は甲を契約解除することができる。また甲の自己都合によるキャンセルの場合、返金は一切ないものとする。

### 第六条（注意義務）

乙は、本業務を善良な管理者の注意と誠意をもって行い、甲の信用を傷つける行為その他不信用となる行為は行わないものとする。

#### 第七条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約期間中または期間終了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を相手の許可なく第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

#### 第八条（不可抗力）

甲及び乙は、以下に定める不可抗力に起因して本契約の内容が遅滞もしくは不履行となったときは、その責を負わないものとする。

1. 自然災害
2. 戦争・革命及び国家の分裂
3. 暴動
4. 火災及び爆発
5. 洪水
6. ストライキ及び労働争議
7. 政府機関による法改正
8. その他前各号に準ずる非常事態

#### 第九条（疑義）

この契約に定めのない事項またはこの契約の条項について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

この内容にて同意の上、お申し込みを頂きました。